

令和 7 年度 三重県高等学校体育連盟

高等学校運動部強化指定事業 関係資料

令和7年度高等学校運動部強化指定事業 実施要領

三重県高等学校体育連盟

1 目的

国民スポーツ大会等の全国・国際スポーツ競技大会において活躍するトップアスリートの育成を目指して、育成・強化の中心となることが期待できる高等学校運動部を指定し、強化活動を支援することで、高校生アスリートの競技力向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要

三重県競技力向上対策本部において、強化指定運動部として決定された高等学校運動部57部に対しての競技力向上のための取組を行う。

① 強化活動への指導・助言

強化指定された高等学校運動部について、その強化活動が計画的に進められるよう、指導・助言等を行い、進捗状況を把握する。

② 強化活動への支援

強化指定運動部に対して、全国大会等での活躍を目的とした強化活動のうち、旅費、宿泊費、消耗品費、施設使用料、大会参加料、外部指導者等の招聘に係る報償費等の経費及び三重県競技力向上対策本部事務局が事業の実施に必要と認めた経費に対する補助を予算の範囲内で行う。

3 実施期間

委託契約日～令和8年3月31日

4 事業計画書等の提出について

(1) 事業実施前の提出書類

強化指定運動部は、強化活動を実施し、支援を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を、その内容について競技力向上対策本部事務局に確認し、事業開始10日前までに三重県高等学校体育連盟事務局（以下「高体連」）に提出する。

(2) 事業変更の提出書類

強化指定運動部は、交付決定後、強化活動に変更が生じたときは、補助金交付変更承認申請書（様式第2号）を提出し、承認を受ける。

(3) 事業完了後の提出書類

強化指定運動部は、強化活動が完了したときは、事業報告書（様式第3号）及び補助金請求書（様式第4号）を事業完了の日から20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに提出する。ただし、補助金請求書（様式第4号）については、校長印押印のうえ提出する。

(4) 概算払請求書の提出

強化指定運動部は、事業実施前の支払いが必要な場合は、補助金概算払請求書（様式第5号）を校長印押印のうえ提出し、概算払いを受けることができる。（支払いを希望する日の10日前まで必着。）

(5) 医科学スタッフ・技術スタッフ等の報償費支払が必要な場合

強化指定運動部は、医科学スタッフ・技術スタッフ等への報償費の源泉徴収が必要な事業が実施された場合、報償費支払後速やかに領収証（様式3内訳書①—3）を提出するものとする。源泉徴収の処理については高体連事務局が処理を行う。

(6) 事業の中止の提出書類

強化指定運動部は承認された事業が中止となったとき、速やかに補助事業中止届出書（様式第6号）を提出する。

5 対象経費

全国大会等でのトップレベルを目指した強化活動に係る経費

ア 強化指定運動部に所属する選手（部員）及び指導者の交通費

- ・学校最寄りの公共交通機関～会場地最寄の公共交通機関の料金とする。

会場と宿泊地が隔たっている場合等は、会場から宿泊地までの往復交通費を加えて請求できる。

- ・公共交通機関・自家用車・その他（借り上げバス等）とし、自家用車の同乗については対象外とする。ただし、公共交通機関や自家用車による移動が困難な場合のみ、タクシー代も対象とする。タクシー代は使用料及び賃借料のため、その他経費として請求する。

- ・その他県の旅費規定に準じることとする。別紙「旅費補助基準（令和7年度）」参照。

- ・有料道路の使用は領収書を添付のうえ請求する。

イ 強化指定運動部に所属する選手（部員）及び指導者の宿泊費

- ・別紙「旅費補助基準（令和7年度）」を適用し、宿泊費については領収証を添付のうえ請求する。

- ・ただし、大会等への参加条件として宿泊幹旋事業所を経由する必要がある場合は、その幹旋事業所の価格を上限額とする。食事代については、宿泊幹旋事業所が定める素泊まり料金、1泊朝食付、1泊2食付料金から夕食費相当及び朝食費相当を算出し、上限額とする。

ウ 強化活動に係る消耗品費等

- ・別紙「消耗品費等の補助対象経費の内訳表（令和7年度）」を対象とし、領収書を添付のうえ請求する。

エ 医科学スタッフ、技術指導スタッフ等（外部指導者・トレーナー

含む)の経費

- ・報償費(謝金)は県内スタッフ10,000円/日、県外スタッフ20,000円/日を目安とする。
- ・宿泊費については、上記5のイに準じる。
- ・交通費については、県の旅費規定に準じる。
- ・報償費に係る源泉徴収については、高体連より一括処理するので請求額より差し引いて高体連から支払うこととする。
- ・概算払い金より報償費が発生した場合、源泉徴収の高体連への支払いにかかる手数料は交付金から賄うこととする。
(振込明細書を添付のうえ請求する)

6 「返納金」の扱いについて

概算払いを受けて事業が完了した結果、高体連への返納金が発生した時(概算払金額よりも支出金額が少なかった時)は、事業報告後、高体連からの連絡を受けて振り込むこととする。

また、その際、手数料は高体連負担とする。

【振込口座】

銀行名	百五銀行
支店名	平田町駅前支店
口座種類	普通
口座番号	855835
口座名義	三重県高等学校体育連盟

7 傷害保険

当事業に参加する指導者及び選手は、すべて傷害保険に加入するものとする。

8 その他

(1) 領収書について

領収書の宛名は、〇〇高等学校△△部とし、その原本を添付すること。

(2) この要項に定めるもののほか、実施に必要な事項については、三重県競技力向上対策本部と高体連が協議して定めることができる。

旅費補助基準（令和7年度）

1 補助基準

（1）旅費

科 目	区 分	基 準
旅 費	指 導 者 (県外指導者含む)	交通費：実費
		宿泊費：実費額（上限 甲地方11,700円、乙地方10,700円） （夕食・朝食込） ※1名1泊
	選 手	交通費：実費
		宿泊費：実費額（上限 甲地方11,700円、乙地方10,700円） （夕食・朝食込） ※1名1泊
	招聘指導者	交通費：実費
		宿泊費：実費額（上限 甲地方11,700円、乙地方10,700円） （夕食・朝食込） ※1名1泊

○甲地方・・・さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

○乙地方・・・甲地方以外

※ 大会等の出場条件として宿泊幹旋を経由する必要がある場合、大会等への参加条件として宿泊幹旋事業所を経由する必要がある場合は、その幹旋事業所の価格を上限額とする。食事代については、宿泊幹旋事業所が定める素泊まり料金、1泊朝食付、1泊2食付料金から夕食費相当及び朝食費相当を算出し、上限額とする。なお、この場合、宿泊幹旋を経由する必要があることのわかる書類と幹旋宿泊価格の記載された資料を添付すること。

※指導者・選手の交通費

- ①学校最寄りの公共交通機関～会場地最寄の公共交通機関の料金
- ②公共交通機関の規定料金（最も経済的で、一般的な経路・方法により計算）
- ③自家用車利用の場合は、1キロにつき23円を補助（キロの小数点以下は四捨五入）

※外部指導者・トレーナーの交通費

- ①勤務地（学校）または自宅最寄りの公共交通機関～会場地最寄の公共交通機関の料金
- ②公共交通機関の規定料金（最も経済的で、一般的な経路・方法により計算）
- ③自家用車利用の場合は、1キロにつき23円を補助（キロの小数点以下は四捨五入）

※特急料金は、特急の利用区間が50km以上の場合に支給されます。

※鉄道で、四日市市以北の地域からJR東海道本線沿線以北（大津市、京都市、亀岡市など）及び大阪市以西の地域へ出張する場合は、名古屋経由の新幹線を利用する経路によることができ、その鉄道賃が支給されます。なお、前述の地域から出張する場合であっても、実際、近鉄大阪線（中川経由）を利用した場合は、その額で支給となります。

（2）消耗品費

強化合宿、遠征等の強化活動に係る消耗品

（3）消耗品費等の補助対象経費の範囲

別紙「消耗品費等の補助対象経費の内訳表」のとおり

2 宿泊費の補助における事業報告、及び宿泊に係る夕食・朝食費の調整額

宿泊の場合、補助事業者（交付決定先）あての「領収書」の原本（但し書きに、「宿泊日・泊数、宿泊人数、夕食・朝食の有無」が記載されたもの、又は、宿泊内容が記された明細書が添付されたもの。）を事業報告書に証拠書類として提出すること。

宿泊の領収書により、夕食費と朝食費が含まれていないことが明らかな場合、領収書等（業者の住所・氏名、日付、内容、金額・単価、人数など内訳が分かる詳細なもの）を提出することを条件に、夕食費相当1,700円・朝食費相当600円を上限額として補助することを可能とする。

ただし、食事加算額を加えた宿泊費の補助金額は、宿泊幹旋を経由する必要がある場合を除き、支給基準の上限額である1名1泊あたり甲地方11,700円、乙地方10,700円とする。なお、海外宿泊費については、三重県職員旅費規程により算定した金額としますが、レート換算がわかるものを添付すること。

別紙 消耗品費等の補助対象経費の内訳表 (令和7年度)

支出科目		摘要
消耗品費 ※取得価格が1品あたり5万円未満のもの	対象経費	競技用具、ビブス・ゼッケン
		DVD、フラッシュメモリーなど記憶媒体
		医療・医薬品（コールドスプレー、湿布、テーピング、テープ）・感染対策用品（アルコール消毒液・抗原検査キット・PCR検査キット）
消耗品費 ※取得価格が1品あたり5万円未満のもの	対象経費	熱中症予防のための水、ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク（粉末タイプも含む） 競技力向上のためのプロテイン・疲労回復を促進するアミノ酸等のサプリメント ※遠征や合宿先における夕食・朝食費は、「2 宿泊費の補助における事業報告、及び宿泊に係る夕食・朝食費の調整額」のとおり
		（注）消耗品費とは、強化練習・強化合宿等において、物品を購入することにより競技力の向上が合理的・医科学的に説明ができるものであり、学校が保有及び管理し、個人の専用物品とならないものとする。
		〔対象外と処理した事例〕 ○消耗品購入時に店舗で購入したレジ袋代 ○合宿中における昼食代 ○事業計画に記載されていない備品的性質のある商品
燃料費		遠征等による車使用に伴うガソリン代（レンタカー返却時のガソリン代を含む）・合宿及び強化練習に必要な燃料費（例：救助艇の燃料代）
使用料及び賃借料		グラウンド・体育館等の会場使用料・施設利用料、タクシー代、レンタカー代、合宿先・宿泊施設に係る寝具（ふとん等）賃借料、合宿及び強化練習に必要な機材のレンタル料 ※ETC（高速・有料道路利用料）、遠征等の借り上げバス費用、有料駐車場利用料は、「旅費」により支出
委託料		トレーナー・講師等派遣を業者発注したことによる経費 ※トレーナー・講師等個人に対してその報酬及び旅費を直接支払う場合は、「報償費」による支出とする。
負担金		大会参加料及び・エントリー代、強化対象選手のコンディショニング費用（ただし、保険適用治療分は対象外経費とする。）、医療機関等でのPCR及び抗原検査費用
通信運搬費		合宿・大会等に伴う競技器具輸送費
その他		感染症（コロナウイルス・インフルエンザ等）によるキャンセル料については、補助対象経費として計上可能です。（ただし、感染症によるキャンセルを証明する書類〔感染症の検査結果等〕の提出が必要です。）
		上記以外に、三重県競技力向上対策本部事務局が事業の実施に必要と認めた経費（事業計画書に記載されている物に限る）
その他対象外経費		※振込手数料や代引手数料 ※消耗品等の購入に伴う送料 ※大会参加や合宿に伴う選手等の傷害保険料

※こちらの記載はあくまで一例です。対象経費として判断が難しい場合は、三重県高等学校体育連盟事務局又は競技力向上対策本部事務局へお問い合わせください。

高等学校運動部強化指定事業 補助金交付申請書

令和 年 月 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名		高等学校
(男女) 運動部名		部
校長名		

高等学校運動部強化指定事業に係る補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請金額 円

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 事業対象者名簿

記載責任者名
連絡先
E-mail

高等学校運動部強化指定事業 事業計画書

1 強化事業

実施 番号	実施日	実施場所	男女	目的・内容	旅費（全体）			参加人数 ※名簿を添付	その他経費 ※具体的に内訳を 記載すること	計	概算払希望月
					交通費	宿泊費	計				
							0円		0円	0円	月
					交通費						
					宿泊費						
					計		0円		0円	0円	月
					交通費						
					宿泊費						
					計		0円		0円	0円	月
					交通費						
					宿泊費						
					計		0円		0円	0円	月
					交通費						
					宿泊費						
					計		0円		0円	0円	月
					交通費						
					宿泊費						
					計		0円		0円	0円	月

0円

※自家用車の場合は23円／k mで算出

内示額	これまでの申請総額	今回申請額	残額
0円	0円	0円	0円

※ETC（高速・有料道路利用料）は、交通費欄に計上し、その他経費で計上しないください。

※対象経費は、国民スポーツ大会での活躍を目的とした強化練習、強化合宿等のうち、旅費、宿泊費、指導者の報償費、施設使用料、消耗品費、医科学スタッフ・技術指導スタッフ等の経費及び三重県競技力向上対策本部が必要と認めた経費等となります。なお、消耗品等の内容を具体的に記載してください。

2 事業費内訳

科 目	金 額
1. 交付金	高等学校運動部強化指定事業補助金 より
2. 負担金	自己負担等
3. その他	
合 計	0円

名簿

学校名：

高等学校

運動部名：

部

番号	男女	区分	名前	学年	所属	実施 番号
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

区分：ア(引率教職員)・イ(生徒)・ウ(外部指導者・スタッフ)

高等学校運動部強化指定事業 補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名		高等学校
(男女) 運動部名		部
校長名		

先般提出しました事業実施計画について、変更がありましたので、次の理由により変更したいので承認いただきますようお願いします。

記

1 変更理由

--

2 申請金額（変更後） 円

関係書類

- 1 高等学校運動部強化指定事業事業計画書（変更後）
- 2 事業対象者名簿（変更時のみ）

記載責任者名

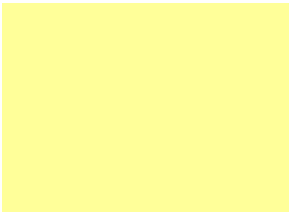
連絡先

E-mail

高等学校運動部強化指定事業 事業報告書

三重県高等学校体育連盟 会長 様

令和 年 月 日

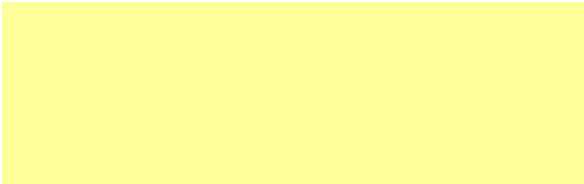
学校名		高等学校
(男女) 運動部名		部
校長名		

標記の件について、事業を完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

1 事業報告総括表他

記載責任者名	
連絡先	
E-mail	

高等学校運動部強化指定事業 事業報告総括表

1 強化事業

実施 番号	実施日	実施場所	種別	目的・内容	旅費（全体）			参加人数	その他経費 ※具体的な内訳は①-2 及び①-3に記載	計	事業計画額	備考
					交通費					0円		内訳書①-1 ①-2 ①-3
					宿泊費							
					計		0円		0円			
					交通費					0円		内訳書①-1 ①-2 ①-3
					宿泊費							
					計		0円		0円			
					交通費							内訳書①-1 ①-2 ①-3
					宿泊費							
					計		0円		0円			
					交通費							内訳書①-1 ①-2 ①-3
					宿泊費							
					計		0円		0円			
					交通費							内訳書①-1 ①-2 ①-3
					宿泊費							
					計		0円		0円			
					交通費合計		0円			0円	0円	
					宿泊費合計		0円					

2 概算払精算

受領年月日	概算払額（A）	精算額（B）	差引額（A）-（B）

※自家用車の場合は23円／k mで算出

※対象経費：国民スポーツ大会での活躍を目的とした強化練習、強化合宿等の
ち、旅費、宿泊費、指導者の報償費、施設使用料、消耗品費、医科学スタッフ技
術指導スタッフ等の経費及び三重県競技力向上対策本部が必要と認めた経費等が
る。

3 事業費内訳

科 目	金 額
1. 交付金	0円
2. 負担金	
3 その他	
合 計	0円

内訳書①ー1〔旅費・宿泊費内訳書〕

旅費
期間 月 日～ 月 日

実施番号

区分:ア(引率教職員)・イ(生徒)・ウ(外部指導者・スタッフ)

番号	男女	区分	名前	所属	学年	km (自家用車・片道)	宿泊地 (〇〇県〇〇市)	経路(公共交通機関) (駅～駅)	片道旅費	往復旅費 A	高速代 B	宿泊 日数	宿泊 単価	宿泊費 C	支払総額 A+B+C	備考
1								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
2								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
3								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
4								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
5								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
6								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
7								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
8								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
9								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
10								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
11								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
12								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
13								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
14								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
15								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
16								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
17								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
18								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
19								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
20								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	0円	※: 有宿自家料道路の領の利収の用書移料は動も原は旅本2費を3として記入のうえ領収証を提出
合 計									0円	0円	0円	0泊		0円	0円	

※1: 自家用車の距離は、必ず整数でご記入ください。
 ※2: 高速代・宿泊費は、領収書をご提出ください。
 ※3: 謝金を支払う方の旅費及び宿泊費は①-3へ記載してください。

内訳書①ー2〔その他経費内訳書〕

実施番号

領収書等の原本を別紙に片面で重ならないように添付してください。

領収書の日付順で記載してください。

※実施番号別に作成するか、一括の場合は備考欄に事業番号を記入してください。

	内容	購入先	支払額	備考
1	月 日		0円	
2	月 日		0円	
3	月 日		0円	
4	月 日		0円	
5	月 日		0円	
6	月 日		0円	
7	月 日		0円	
8	月 日		0円	
9	月 日		0円	
10	月 日		0円	
合 計			0円	

領収証

内訳書①－３（領収証）

様

金 額	¥0 円		
但し:			
として			
用務先:	期日:		
<旅費> 円			
<報償費> 報償費 円* = 0 円			
旅費＋報償費 円			
源泉徴収所得税額（旅費＋報償費）×10.21%			円
差引支給額			円
上記金額正に領収いたしました。 令和 年 月 日 〒 自宅住所 _____ 氏 名 _____ 印 三重県高等学校体育連盟 御中			

高等学校運動部強化指定事業 補助金請求書

令和 年 月 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名		高等学校
(男女) 運動部名		部
校長名		印

先般交付決定のありました高等学校運動部強化指定事業が完了しましたので、下記のとおり補助金を請求します。

記

請求額 円也

補助金の振込先

金融機関名・支店名	預金種目	口座番号	口座名(フリガナ) (代表者氏名)	住 所 ・ 電 話
銀行 農協 信用 金庫	普 通 当 座			
支店 出張所	そ の 他 ()			TEL

※ 学校口座の金融機関を正確に記入し、フリガナを記入ください。

記載責任者名	
連絡先	
E-mail	

高等学校運動部強化指定事業 補助金概算払請求書

令和 年 月 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名 高等学校
(男女) 運動部名 部
校長名 印

先般交付決定がありました高等学校運動部強化指定事業に係る補助金につきまして、下記のとおり概算払されたく請求します。

記

請求額 円也

内示決定額	交付決定済額	今回請求額	残額

請求額の振込先

金融機関名・支店名	預金種目	口座番号	口座名(フリガナ) (代表者氏名)	住 所 ・ 電 話
銀行 農協 信用 金庫	普 通 当 座			
支店 出張所	そ の 他 ()			TEL

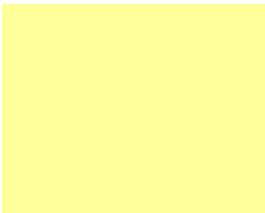
※ 学校口座の金融機関を正確に記入し、フリガナを記入ください。

記載責任者名
連絡先
E - m a i l

高等学校運動部強化指定事業 補助事業中止届出書

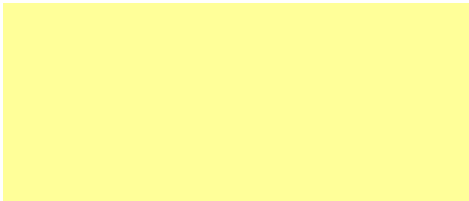
令和 年 月 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名		高等学校
(男女) 運動部名		部
校長名		

先般交付決定のありました高等学校運動部強化指定事業につきまして、次の理由により中止したいので届け出ます。

1 中止の理由(詳細に記入のこと)

記載責任者名	
連絡先	
E-mail	

NO! スポハラ

スポーツ・ハラスメント（暴力、暴言、ハラスメントなど）に、
みんなが『NO！』と言う社会を目指して

『スポハラ（スポーツ・ハラスメント）』とは？

「スポハラ（スポーツ・ハラスメント）」とは、スポーツの現場において、「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など“安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為”のことです。

指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツの現場における関係者の誰によっても、また誰に対してであっても、スポハラは起こります。



Japanese
Olympic
Committee

